

平成23年3月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山田洋太郎
平成22年(ハ)第12237号 上演料等請求事件
口頭弁論終結日 平成23年2月13日

判 決

原 告 劇団人畜無害代表元山伸雄こと
元 山 伸 雄

被 告 城北観る魅る工房代表北澤京子こと
北 澤 京 子

主 文

- 1 被告は、原告に対し、8万7000円及びこれに対する平成22年3月11日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の、その余を原告の各負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、17万7000円及びこれに対する平成22年3月11日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 はじめに

本件は、原告が、城北観る魅る工房(任意団体)の前代表浜津泪(以下「浜津」という。)との間で出演契約を取り交わすなどして、原告の劇団の演劇公演を行ったことに関する事後処理として、城北観る魅る工房の代表を引き継いだ被告との間で交わした合意(和解契約と解される。)に基づき、被告に対し、演劇の出演料等のチケット代金の合計17万7000円並びに遅延損害金(和解後の平成22年3月11日から年5分)を請求したところ、被告は、同各請求を認めた上で、上記和解契約において、原告が被告に対し、演劇公演会場のホール代の支払いを約したとして、同支払請求債権18万6690円による相殺を主張して争った事案である。

- 2 前提事実（争いがないか又は証拠及び弁論の全趣旨により明らかな事実）
- (1) 原告は、劇団人畜無害（任意団体）を運営しており、同劇団は演劇「カラマーゾフの庵」の公演を各地で行っていたほか、演劇「強盗やりたいぜ！」の公演も行っていた。
 - (2) 城北観る魅る工房は、演劇鑑賞団体であり、その代表は平成22年3月10日までは浜津であったが、同日以後は被告が代表を引き継いだ（甲8、乙2）。
 - (3) 城北観る魅る工房（浜津）の主催により、平成22年3月7日、■■■■市■■■■区のレストラン序破急において、劇団人畜無害の「カラマーゾフの庵」の公演が午前1回、午後2回の計3回行われた。各回30席限定で、入場料はレストラン序破急に支払う食事代1500円込みで5000円であったところ、実際の有料入場者は48名にとどまった。（甲1の表、甲7）
 - (4) 上記（3）の公演前日の同月6日午後6時から、■■■■市■■■■区のアトリエタイフーンにおいて、劇団人畜無害（原告）の主催により、演劇「強盗やりたいぜ！」の公演が行われた。（甲1の裏）
 - (5) 原告は、同月9日、浜津に対し、「カラマーゾフの庵」及び「強盗やりたいぜ！」等の出演料や経費に関して次のとおり提案したところ、浜津及び被告は、同月10日、原告に対し、同提案を受け入れること及び浜津が城北観る魅る工房の代表を降り、被告がこれを引き継ぐことを通知したから（原告から下記ア、イの提案をしたことは当事者間に争いがなく、その余の点については甲7、乙2により認められる。）、原告と被告との間に、下記ア、イを内容とする和解契約（以下「本件和解契約」という。）が成立した。

ア 被告は、原告に対し、次の金員を支払う。

 - （ア）「カラマーゾフの庵」の公演料として、実入場者数の料金合計16万8000円（3500円×48名）
 - （イ）「強盗やりたいぜ！」等のチケット代金合計9000円（1500円×4枚＋1000円×3枚）

イ 原告は、アトリエタイフーンのホール使用料の請求を受けてこれを支払う。
 - (6) 上記2の（5）イのホール使用料は、原告が、同（4）の公演のために

アトリエタイフーンのホールを使用した料金であるが、同月10日までにアトリエタイフーンのオーナーである浜津から原告に対して同ホール使用料の金額が具体的に示されたことはなく（弁論の全趣旨）、同月30日になって、被告から原告に対し、ホール使用料（会場費と設備機材費）18万6690円が請求された（甲9）。

3 争点

- (1) 本件の争点は、「本件和解契約において合意されたホール使用料の金額は幾らと認められるか」である。
- (2) なお、原告は、平成22年5月15日付け「原告が、被告らに対するアトリエタイフーンの使用料の支払い義務が存在しないと考える根拠の説明書類」と題する書面の5項において、本件和解契約における原告の提案（上記前提事実（5））は撤回していると記載している（無効又は取消しの主張と解される。）が、成立した合意を無効とし、又は取り消すことができる根拠（錯誤、詐欺など）を具体的に示していない上、原告は、最終的には、原告の請求の根拠を本件和解契約に基づく請求に絞ったのであるから（第3回口頭弁論期日における原告の陳述）、これと両立しない上記無効又は取消しの主張は撤回されたものと解すべきであって、これは本件の争点ではない。

第3 争点（合意されたホール使用料の金額）に対する判断

- 1 上記前提事実（5）、（6）のとおり、平成22年3月9、10日に成立した本件和解契約は、同月7日の「カラマーズフの庵」の公演や同月6日の「強盗やりたいぜ！」の公演の出演料や経費に関する紛争を解決するために交わされたものであり、その1項目として、原告がアトリエタイフーンのホール使用料を負担して支払うことが合意されたものであるが、その成立過程において、被告から原告に対し、ホール使用料の具体的な金額が示されていなかったものである。このように金額について明示的な合意が成立していない場合、それだけで本件和解契約全体が不成立であるとするのは相当でなく、本件和解契約の締結に至った経緯や双方の意志などから相当な金額が認められる場合は、その金額によって本件和解契約が成立したものと認めるのが相当である。
- 2 証拠（甲9、乙3）によると、アトリエタイフーンの料金規定に従った場

合、平成22年3月5日（金曜日）の「強盗やりたいぜ！」リハーサル8時間分及び同月6日（土曜日）の本番1日分の会場使用料は消費税込み8万9040円であり、照明・音響等の設備機材使用料1.5日分は消費税込み9万7650円であって、その合計額は18万6690円であることが認められる。しかし、被告はその請求を受けているとはいうものの、これを支払ったことを示す証拠を提出しない（第3回口頭弁論期日における被告の陳述）。

- 3 他方、証拠（甲1の裏面、乙2の4項）によると、同月6日のアトリエタイフーンにおける「強盗やりたいぜ！」の入場料は、一般1500円、中学高校生1000円であり（平均1250円）、アトリエタイフーンの収容予定人員は100人（最大150人）であったことが認められるから、入場料収入の見込みは12万5000円（最大でも18万7500円）であった（乙2の8項には、当日の入場者が230人を越えたとの記載があるが、これを裏付ける確かな証拠はない。）。
- 4 そして、アトリエタイフーンのオーナーは、同月6日の公演当時城北観る魅る工房代表であった浜津であり、同日の公演までに、浜津から公演主催者の原告に対し、アトリエタイフーンの使用料の負担について具体的な要求がなされたことを認めるに足る証拠はなく、同月9日に至って原告から浜津に対しアトリエタイフーンの使用料を負担する旨の提案があり、その翌10日に浜津が城北観る魅る工房の代表を降り、その後任の被告が原告の提案を受け入れ、同月30日に至って18万6690円のホール使用料を請求した経緯（上記前提事実（5）、（6））からすると、浜津から原告又は被告に対しアトリエタイフーンの正規料金を請求できる筋合いはなかった。
- 5 原告元山伸雄は、プロ意識を持つ劇団として、アマチュアである城北観る魅る工房の赤字を補填する趣旨で、アトリエタイフーンの使用料の負担を申し出たものであり、その額は高くても10万円までと考えていた（第3回口頭弁論期日における原告の陳述）。
- 6 以上の事実を総合すると、原告が被告に対して負担を約したアトリエタイフーンのホール使用料は、規定料金の半分以上を超えるような額は不相当であり、原告代表者が見込んだ10万円の90%である9万円とするのが相当である。

7 そうすると、原告の請求額17万7000円から被告の反対債権9万円を対当額で相殺した後の残金8万7000円及びこれに対する平成22年3月11日（本件和解契約成立日の翌日であり、これを起算日とすることに争いが無い。）以後の遅延損害金の限度で原告の請求は理由がある。

第4 結び

よって、原告の請求は一部理由があるから認容し、その余の請求を失当として棄却することとして、主文のとおり判決する。

京都市簡易裁判所

裁 判 官 小 林 克 美

これは正本である。

平成23年3月11日

京都市簡易裁判所

裁判所書記官 山田洋太郎